

ケアサポートおうみ 彦根店 運営規程
【特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売】

（事業の目的）

第1条 株式会社 宇津木（以下、「事業者」という。）が開設するケアサポートおうみ彦根店（以下、「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売事業、特定介護予防福祉用具販売事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 特定福祉用具販売等の提供に当たって、事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な特定（介護予防）福祉用具（以下「福祉用具」という。）の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 前3項のほか、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従事者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）」、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従事者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）」の規定を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 ケアサポートおうみ 彦根店
- ② 所在地 滋賀県彦根市西葛籠町312

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- ② 福祉用具専門相談員 2.0名以上（常勤換算）
福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画（以下「特定福祉用具販売計画等」という。）の作成・変更等を行い、特定福祉用具販売等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、年末年始(12/30～1/3)を除く。
- ② 営業時間 : 8時30分から17時30分までとする。

(特定福祉用具販売等の提供方法)

第6条 特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、販売にかかる同意を得るものとする。

- 2 特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 3 特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、使用方法の指導を行う。
- 4 特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に特定福祉用具販売計画等を作成する。この場合において、(介護予防)福祉用具貸与の利用があるときは、(介護予防)福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する。
- 5 特定福祉用具販売計画等は、既に居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、当該居宅(介護予防)サービス計画の内容に沿って作成する。
- 6 特定福祉用具販売計画等の作成に際しては、利用者及び家族に対し特定福祉用具販売計画等の内容について説明し、同意を得る。

(取り扱う種目)

第7条 取り扱う種目は、次のとおりとする。

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具 ※1 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトの吊り具の部分
- ⑦スロープ(選択制対象福祉用具)※2 ⑧歩行器(選択制対象福祉用具)※3
- ⑨歩行補助つえ(選択制対象福祉用具)※4
- ※1…入浴補助用具とは、以下になります。
 - ・入浴用いす ・浴槽用手すり ・浴槽内いす ・入浴台
 - ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ ・入浴用介助ベルト
- ※2…主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁に持ち運びを要しないもの。
(便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬式型のものは除く。)
- ※3…脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器
(車輪・キャスターがついている歩行車は除く。)
- ※4…カデyson・クラッチ、ロフス・クラッチ、プラットフォームクラッチおよび多点杖に限る。

(販売費用の額その他の費用の額)

第8条 特定福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別添カタログに記載のとおりとする。

- 2 利用者から事業者に対して、介護保険給付額の請求及び受領を委任することが市町村に認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、利用者負担額(利用者の介護保険負担割合証に記載の割合の額)のみを支払う。

- 3 販売費用の額等の支払いを受けたときは、販売費用の額その他の費用の額（個別の費用ごとの区分）について記載した領収証を交付する。
- 4 第1項の販売費用の額の支払いを受けたときは、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。
 - ① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
 - ② 販売した福祉用具販売の種目及び品目の名称及び福祉用具販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - ③ 領収書
 - ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、彦根市、東近江市、近江八幡市、犬上郡、愛荘町の各全域とする。

（事故発生時の対応）

- 第10条 事業者は、利用者に対する特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
 - 3 事業者は、利用者に対する特定福祉用具販売等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（苦情に対する対応方針）

- 第11条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（個人情報の保護）

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供において利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ得るものとする。

（衛生管理）

第13条 事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行うとともに、設備および備品等について衛生的な管理に努める。

（人権擁護・虐待防止）

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の機会を確保する。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

② 継続研修 年 3 回

2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、特定福祉用具販売等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 宇津木と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

平成 25 年 7 月 1 日 一部改定

平成 26 年 10 月 1 日 一部改定

平成 24 年 10 月 1 日 一部改定

平成 30 年 8 月 1 日 一部改定

令和 5 年 10 月 1 日 一部改定

令和 6 年 7 月 16 日 一部改定

令和 6 年 9 月 2 日 一部改定

令和 7 年 3 月 10 日 一部改定